

## 福岡市地域公共交通会議運営要綱の改正について

---

### 1. 趣旨

福岡市地域公共交通会議における委員の代理について、従来は同運営要綱第3条にて、道路運送法施行規則第4条の2第4号に規定する委員（地方運輸局長）以外は、臨時委員も含めてこれを認めない、としていたところ。

今回、地域公共交通会議委員の追加を予定しており、組織や団体を代表して参加いただいている一部の委員についても、会長の許可のもと代理を認めることとし、それに伴い、運営要綱を改正するため、本会議に諮るもの。

### 2. 改正の目的

委員の代理出席を可能とすることで、会議を継続的かつ円滑に開催可能とし、地域交通に関する多様な議題について議論を行えるようにすることを目的とする。

※本改正は代理出席を推奨するものではなく、やむを得ず欠席が必要になった場合の対応を可能とすることを目的としています。

各委員におかれましては、従来どおり、ご本人の出席を基本としていただきますようお願いいたします。

### 3. 改正内容案

別紙（議題1\_資料②～④）のとおり

### 4. 改正日

令和8年4月1日

### 5. 議決事項

福岡市地域公共交通会議運営要綱の改正

(参考) 地域公共交通会議委員の追加について

拡充した不便地対策制度に基づく取組みについて、本会議に付議する機会が増加すると想定されるほか、広域に運行する他市町村の地域交通の取組みについての議題も発生していることから、更に幅広い視点で地域交通に関する意見を聴取することを目的として、以下の委員を追加予定。

<追加予定委員>

福岡県企画・地域振興部交通政策課 課長

福岡市福祉局高齢社会部 部長

<追加予定日>

令和8年4月16日(木)

## 福岡市地域公共交通会議運営要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （会議の開催手続）

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

### （委員の代理）

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、~~これを認めない。ただし、~~道路運送法施行規則第4条の2第3-4号に規定する委員を除き~~にあつては、~~会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

2 交通会議の会議における臨時委員の代理は、これを認めない。

### （会議の議事進行）

第4条 規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。

3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

### （傍聴の取扱）

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないとするすることができる。

2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。

3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

### （会議録）

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市みどり局にて保管させるものとする。

2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。

3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

### （書面開催）

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更
  - (2) 運行回数を増加する変更
  - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
  - 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
  - 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。

この要綱は、令和4年 9月20日から施行する。

この要綱は、令和6年2月26日から施行する。

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 福岡市地域公共交通会議運営要綱（案）

### （趣旨）

**第1条** この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （会議の開催手続）

**第2条** 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

### （委員の代理）

**第3条** 交通会議の会議における委員は、道路運送法施行規則第4条の2第3号に規定する委員を除き、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

2 交通会議の会議における臨時委員の代理は、これを認めない。

### （会議の議事進行）

**第4条** 規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。

3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

### （傍聴の取扱）

**第5条** 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないとするすることができる。

2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。

3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

### （会議録）

**第6条** 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市みどり局にて保管させるものとする。

2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。

3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

### （書面開催）

**第7条** 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更
  - (2) 運行回数を増加する変更
  - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
  - 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
  - 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

## 附 則

- この要綱は、平成23年3月22日から施行する。
- この要綱は、平成25年7月4日から施行する。
- この要綱は、令和4年9月20日から施行する。
- この要綱は、令和6年2月26日から施行する。
- この要綱は、令和7年5月26日から施行する。
- この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

■福岡市地域公共交通会議運営要綱 新旧対照表

旧	新	備考
第1条～第2条 略	第1条～第2条 略	
<p>(委員の代理)</p> <p>第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第4条の2第4号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。</p>	<p>(委員の代理)</p> <p>第3条 交通会議の会議における委員は、道路運送法施行規則第4条の2第3号に規定する委員を除き、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。</p> <p><u>2 交通会議の会議における臨時委員の代理は、これを認めない。</u></p>	委員の代理の許可
以下略	以下略	
<p>附則</p> <p>この要綱は、平成23年3月22日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成25年7月4日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和4年9月20日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和6年2月26日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和7年5月26日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>この要綱は、平成23年3月22日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成25年7月4日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和4年9月20日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和6年2月26日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和7年5月26日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	

## 回答書

令和7年度 第5回 福岡市地域公共交通会議の書面開催について

(いずれかに○をつけてください)

議題1について、 ( 承認する ・ 承認しない )

福岡市地域公共交通会議  
会長 松岡 淳

所属： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

## 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

所 属	氏 名	備考
一般社団法人 福岡県バス協会 専務理事	かわづ たかゆき 河津 隆幸	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	たがわ さおり 田川 さおり	
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	とだか てるみ 戸高 輝美	
九州運輸局 福岡運輸支局長	ながまつ せいじ 永松 靖二	
一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事	みね とおる 三根 徹	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	むちま たかゆき 鞭馬 隆行	
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ てつじ 安川 哲史	
西日本鉄道株式会社 自動車事業本部 副本部長兼計画部長兼自動車技術主幹	やまぐち てつお 山口 哲生	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部長	まつおか あつし 松岡 淳	

### 事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課長	なかむら みつのぶ 中村 充伸	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課 企画調整係長	なかむら よしひで 中村 嘉秀	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課 公共交通支援第1係長	つつい しゅんべい 筒井 峻平	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課 公共交通支援第2係長	ながの たかゆき 長野 貴之	

## 今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、道路運送法に基づく協議及び、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議を行う。

### ■道路運送法施行規則（抜粋）

（事業計画）

#### 第四条

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。

ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

（地域公共交通会議の構成員）

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

- イ 道路管理者
- ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

### ■地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン（抜粋）

1. 地域公共交通会議の目的 地域公共交通会議は、地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項、その他一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

### ■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

#### 第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

- (1) 生活交通の在り方に関する事項
- (2) 特別対策区域に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

議題1

### ■福岡市地域公共交通会議規則（抜粋）

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

○福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例(平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。)第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市みどり局都市計画部長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条の2に規定するところにより、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務(以下「調査等の事務」という。)を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。

3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法(昭和26年法律第183号)に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

(1) 本市の住民

(2) 関係事業者の職員

(3) 本市の職員

(4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市みどり局都市計画部地域交通課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則(平成24年 8 月16日規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年 3 月31日規則第89号)

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成28年 3 月28日規則第43号)

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月31日規則第41号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 福岡市地域公共交通会議運営要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の開催手続)

**第2条** 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

### (委員の代理)

**第3条** 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第4条の2第4号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

### (会議の議事進行)

**第4条** 規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

### (傍聴の取扱)

**第5条** 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないことができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

### (会議録)

**第6条** 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市みどり局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

### (書面開催)

**第7条** 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
  - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。

この要綱は、令和4年 9月20日から施行する。

この要綱は、令和6年 2月26日から施行する。

この要綱は、令和7年 5月26日から施行する。